新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の特別取り扱いの終了について

２０２２年９月２６日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方は重症化リスクの高い方に限り、病気入院共済金のお支払い対象としていましたが、この取り扱いを終了します。

２０２３年５月８日以降に新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合には、他の病気と同様に医療機関に入院された場合のみお支払いの対象となります。

【参考】新型コロナウイルス感染症と診断された場合のご請求範囲

|  |  |
| --- | --- |
|  ケース | 陽性判明日（診断年月日） |
| 2022年9月25日まで | 2022年9月26日～2023年5月7日まで | **2023年5月8日以降** |
| 入院された方 | 〇 | 〇 | **〇** |
| 宿泊療養・自宅療養された場合（みなし入院） | 重症化リスクの高い方 | 〇 | 〇 | **×** |
| 上記以外の方 | 〇 | × | **×** |

〇：支払対象　　×：支払対象外

２．見直しの理由等について

新型コロナウイルス感染症に関する特別取り扱いは、将来の法令改正等に伴い取り扱いを変更する場合がある旨を留意事項とさせていただきつつ、流行当時の社会情勢等に対応するために実施してきたものです。

このたび感染症法が改正され、２０２３年５月８日より、新型コロナウイルス感染症が現在の２類感染症相当から季節性インフルエンザ・麻疹・風疹と同じ５類感染症へ変更されることとなりました。

流行から３年を経過しての社会情勢の変化や法令改正等をふまえ、「みなし入院」の特別取り扱いを終了させていただきます。

以　上